



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年10月13日（火）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
技術検査課	建設業企画監	中島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

みらい建設工業（株）が代表構成員を務める共同企業体が名古屋港管理組合から受注した「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事（その6）」において、同社及び同社社員が、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和8年7月17日、名古屋簡易裁判所から港則法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者及び停止期間

停止措置業者	停止期間
みらい建設工業（株） （本店：東京都港区）	令和8年10月14日から令和8年12月13日まで （2カ月）

4 参 考

- 「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内